

# 2026年4月から 自転車反則金開始

自転車の交通違反への反則金制度(青切符)について、警察庁は2026年4月1日から始める方針を決めました。

反則金の額などを定めた道路交通法施行令などの改正案をまとめ、相次ぐ自転車による悪質な違反や事故の防止を目的に違反処理の制度が大きく見直されています。

技能実習生、特定技能外国人の皆さんは出勤時ではもちろんプライベートでも使用する機会が多いです。

弊組合でも実習生・特定技能外国人へ自転車の乗り方やルールについて改めてお知らせしていきますが、実施者の皆様にもご周知のご協力の程、宜しくお願い致します。

### ■取り締まり対象となる自転車の主な違反と反則金額 反則切符(青切符)

・スマートフォンや携帯電話の使用	1万2,000円
・遮断踏切立ち入り	7,000円
・信号無視	6,000円
・通行区分違反(逆走、歩道通行)	6,000円
・指定場所一時不停止	5,000円
・無灯火	5,000円
・制動装置不良(ブレーキ不良等)	5,000円
・傘さし、イヤホン使用での必要な音が聞こえない等	5,000円
・緊急車妨害	5,000円
・並進禁止違反(横に2台以上並んで走る)	3,000円
・2人乗り、過積載等	3,000円

### 交通切符(赤切符)

- ・酒酔い運転
- ・酒気帯び運転
- ・あおりなどの妨害運転
- ・スマホなどの使用で危険を生じさせた場合
- ・運転者講習受講命令違反

# 6月より熱中症対策が義務化されます

2025年6月1日より職場における熱中症対策を強化する為、改正労働安全衛生規則が施行されます。

熱中症の重篤化を防止するため「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」が事業者には義務付けられることとなります。

対象となるのは

**「WBGT値28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えての実施」が見込まれる作業**です。

特に建設業や農業など野外で作業をする実施者の皆様は、実習生及び特定技能外国人への熱中症対策等をご周知頂きますようお願い致します。

### 手順や連絡体制の周知の一例



【朝礼やミーティングでの周知】



【会議室や休憩所などわかりやすい場所への掲示】

詳しくは厚生労働省ホームページ内「[職場における熱中症対策の強化について](#)」をご確認ください。

### ■監理団体からのお知らせ■

来月は令和7年度最初の定期監査・定期面談月となります。改めて監査日程のお知らせをご連絡いたしますので、実施者の皆様におかれましてはお忙しいところ恐縮ですがご理解とご協力の程、宜しくお願い致します。